

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税(県税)関係事務に係る重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高知県は、地方税(県税)関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	税務システム
------	--------

評価実施機関名

高知県知事

公表日

令和7年3月28日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	県税の賦課・徴収事務
②事務の内容	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち、県税の賦課徴収・調査に関する事務であって主務省令(番号法内閣府・総務省令第5号(平成26年9月10日)第16条)で定める、地方税の課税標準の更正若しくは決定、税額の更正若しくは決定、納税の告知、督促、滞納処分その他の地方税の賦課徴収に関する事務又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務。 1. 納税者からの申告及び届出等による課税業務(自動車税、個人事業税、不動産取得税、軽油引取税等) 2. 収納及び納付(充当)事務、納税証明書の交付申請、滞納整理業務等 3. 納税者情報及び課税情報等を管理する業務
③対象人数	<選択肢> [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	税務システム
②システムの機能	県税賦課徴収事務の基幹となるシステムであり、県税にかかる全税目の課税管理から収納管理に至るまでの一連の機能を有している。 主な機能としては以下の通りである。 1. 共通宛名管理機能 全税目に係る宛名情報(個人番号含む)を一元的に管理する機能。 2. 課税管理機能 申告書等による情報から県税の課税状況を管理する機能。 3. 収納管理機能 県税の納税証明書の発行、収納、還付、充当等の収納状況を管理する機能。 また、県税が未納となっている滞納者に対して督促状を発付する機能。 4. 滞納管理機能 督促状発付後の滞納者に対する滞納整理等の状況を管理する機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等 [] 税務システム [○] その他 (地方税ポータルシステム、委託先事業者連携サーバ)
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	統合宛名システム
②システムの機能	統合宛名システムは、団体内の各業務システムと中間サーバーの間で情報連携を行う。 1. 宛名番号付番機能 団体内業務システムからの要求に基づき団体内統合宛名番号を付番し、団体内業務システムへ返却する。 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名番号を主キーとして、各情報を適切に管理する機能 3. 中間サーバー連携機能 中間サーバーに対して、団体内業務システムの情報照会用データ又は情報提供用データを連携し、その結果を取得する。 4. 団体内業務システム連携機能 団体内業務システムから情報照会用データ又は情報提供用データを受領し、中間サーバーから取得した結果を団体内業務システムに連携する。 5. 符号取得支援機能 中間サーバーに対し、符号取得の処理通番発行依頼を要求する機能。 6. 共通変換機能 団体内業務システムからの受領データの文字コードやデータ形式、桁数を変換する。 7. データ送受信機能 情報照会、情報提供等に関するデータを送受信する。 8. 職員認証・権限管理機能 職員認証によるアクセス制御、ログの取得、保存、管理を行う。 9. システム管理機能 時刻同期、稼働監視、運用管理、バックアップ等のシステムの安定運用のために必要な機能。 10. 住民基本台帳ネットワークシステムとの回線連携機能 住民基本台帳ネットワークシステムと回線連携するための機能。
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [○] 税務システム [○] その他 (中間サーバー)

システム3	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能 中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供等記録管理機能 特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能 特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能 中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能 特定個人情報(連携対象)の暗号化及び復号や、電文への署名付与、電文及び提供許可証に付与されている署名の検証、それらに伴う鍵管理を行う。また、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)から受信した情報提供NWS 配信マスター情報を管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。 10. システム管理機能 バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状態の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()
システム4	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CSを経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 都道府県他の執行機関への情報提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号又は4情報等に対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 本人確認情報の開示 法律に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構への情報照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報検索 代表端末又は業務端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて当該ファイルに記録された本人確認情報の整合性確認を行う。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☐ その他 ()

システム5	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。 ・国税庁のe-Taxに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが地方税ポータルセンタ(eLTAX)に受付され、総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ国税連携システム(eLTAX)に送付される。 ・国税連携システム(eLTAX)には、国税庁から、地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて、所得税申告書等データを受領する。等の機能がある。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☐ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (委託先事業者受信サーバ)
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	
3. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第24の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	☐ 実施する ☐ 実施しない ☐ 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号 ・番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第49の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高知県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
クラウドサービスデータベースファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	納税者及び課税調査対象者
その必要性	公平・公正な賦課徴収のため、必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	100項目以上 ☐ 10項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 (別添1を参照)
その妥当性	1. 個人番号及びその他識別情報 対象者を正確に特定するため 2. 4情報及び連絡先 納税通知書等の送付先や課税調査等において本人への連絡等に必要。また、個人番号の真正性を確認するため 3. 国税関係情報 個人事業税の申告内容に係る審査を行い、課税額を算定するため 4. 地方税関係情報 法人事業税・県民税の申告内容に係る審査を行い、課税額を算定するため 5. 障害者福祉関係情報 自動車税の減免申請に係る情報であり、審査及び決定を行うため さらに、その他情報として、未納の納税者に対して行う調査結果を保有する。これは、税の公平・公正な負担を全うし、以後の徴収を行うに当たり、必要な情報である。
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	令和5年1月
⑥事務担当部署	高知県総務部税務課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☐ 本人又は本人の代理人 ☐ 評価実施機関内の他部署 （市町村振興課、障害福祉課） ☐ 行政機関・独立行政法人等 （国税庁） ☐ 地方公共団体・地方独立行政法人 （都道府県、市町村） ☐ 民間事業者 （ ） ☐ その他 （ ）
②入手方法		☐ 紙 ☐ 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) ☐ フラッシュメモリ ☐ 電子メール ☐ 専用線 ☐ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 （国税連携システム(eLTAX)）
③使用目的 ※		県税の公平・公正な賦課徴収事務の実現のため、所得税申告書等及び各種社会保障情報との突合において、正確かつ効率的に行えるよう個人番号を利用する。また、個人番号は、納税者情報を管理する上で、二重登録を防止することに有効であることから、納税者の特定に利用する。
④使用の主体	使用部署	高知県総務部税務課、高知県の各県税事務所(5事務所)
	使用者数	[100人以上500人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		「納税者情報」で納税者情報を持った納税者番号と、本人等から入手した個人番号を、「共通番号情報」で保管する個人番号と関連付けることにより納税者の特定や突合を行い、課税管理業務や収納管理業務、徴収業務、納税者管理業務に必要な情報をもとに、より正確で効率的な事務を行う。 なお、リスクを最小限にとどめるため、「共通番号情報」のみ保管し、その他の課税、収納、滞納の情報等には保管をしない。
	情報の突合	1. 課税に関する事務 県税の減額決定等を行うに当たり、本人からの申告書等の内容の正確性確認のため、本人又は市町村等から入手した個人番号を、「共通番号情報」で保持する個人番号で特定した上、必要な情報だけを税システムに取り込む。 2. 収納管理業務、納税者管理業務 納税証明等の発行や徴収業務を行うに当たり、2つ以上の納税者番号を持った納税者を、本県システム内で保管する納税者情報及び共通番号情報で保管する特定個人情報で、本人又は市町村等から入手した情報により特定することで名寄せを行い、より正確な事務を行う。
⑥使用開始日		令和5年1月1日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		委託する <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (3) 件
委託事項1		税務システムの運用維持管理業務
①委託内容		税務システムの運用、維持管理に関する業務
②委託先における取扱者数		100人以上500人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社NTTデータ
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	原則として再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先について実績等精査の上、業務の履行が可能と認められる場合に限り、書面により承認する。 再委託先は、委託先が履行すべき義務と同等の義務を負い、機密保持及び個人情報保護に関する守秘義務についても同様とし、その行為の責任の一切を委託先が負う。
	⑥再委託事項	税務システムの運用維持管理業務の一部
委託事項2～5		
委託事項2		軽自動車税環境性能割申告書・減免申請書受付及び審査
①委託内容		軽自動車税環境性能割申告書・減免申請書受付及び審査業務
②委託先における取扱者数		10人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		一般社団法人 全国軽自動車協会連合会高知事務所
再委託	④再委託の有無 ※	再委託しない <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3		国税連携システム(eLTAX)の運用業務
①委託内容		国税連携システムのサービス提供
②委託先における取扱者数		50人以上100人未満 <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部
再委託	④再委託の有無 ※	再委託する <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	・原則として再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先について実績等精査の上、業務の履行が可能と認められる場合に限り、書面により承認する。 ・再委託先は、委託先が履行すべき義務と同等の義務を負い、機密保持及び個人情報保護に関する守秘義務についても同様とし、その行為の責任の一切を委託先が負う。
	⑥再委託事項	初期導入業務、サービス提供業務、次期eLTAXシステム更改作業

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）

提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (2) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第10号
②提供先における用途	個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	他の都道府県において賦課する者に係る所得税の申告書情報
④提供する情報の対象となる本人の数	[1万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	他の都道府県において賦課する所得税の申告者
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☐] 紙 [☒] その他 (総合行政ネットワーク(LGWAN))
⑦時期・頻度	該当するデータがあった場合に随時
提供先2～5	
提供先2	他の都道府県知事、市町村長、国の税務官署
①法令上の根拠	番号法第19条第10号及び第14号
②提供先における用途	他の都道府県又は市町村における地方税法等の規定に基づく地方税の賦課徴収、国税の賦課徴収
③提供する情報	地方税法等又は国税に関する法令に規定する情報(課税根拠資料等)
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	県税等の納税者(代理人を除く。)及び県税調査の対象者のうち、地方税法等又は国税に関する法令の規定により、他の都道府県知事、市町村長又は国の税務官署に情報提供(通知等)を行う旨が定められているもの。
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 専用線 [☐] 電子メール [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] フラッシュメモリ [☒] 紙 [☐] その他 ()
⑦時期・頻度	随時(地方税法等又は国税に関する法令に定める時期)
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他（ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	<税務システムにおける措置> ①税務システムのデータはデータセンター内に設置され、委託業者の認定するデータセンターを保守する業者により24時間365日運用監視している。 ②データセンター内は、全館入退館管理システムおよびビデオカメラにより常時監視され、サーバー室入り口扉では生体認証を採用している。 ③データセンター内の全ての機器はラックに搭載され、ラックは常時施錠している。 ④サーバー室等への入退室をする際は、データの漏えい防止のため、電子記録媒体や携帯電話等の不要な機器の持ち込みは禁止している。 ⑤バックアップデータは、バックアップセンターにて当該システムの担当者のみアクセスできるサーバーに保管しており、データセンターと同等のセキュリティである。 ⑥申請書等の紙媒体については、各庁舎で施錠して保管する。 ⑦業務端末は、ワイヤーロック設置を義務付けている。また、持ち運び可能な端末については、業務終了後に施錠できる場所に保管をしている。 ⑧電子記録媒体については、利用時以外は施錠できる保管庫に保管する。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

◆税務システム◆

県税クラウドサービスデータベースファイル

○あて名ファイル

共通番号情報、納税者情報、口座情報、利用口座情報、課税あて名情報、気付送付先情報、税理士情報、送付文書情報、納税者管理情報、納税者補記情報、返戻情報、法人番号情報、名寄せ候補情報、名寄せ除外情報、名寄せ履歴情報

○収納ファイル

調定情報、法人県調定内訳情報、法人事調定内訳情報、仮収納情報、収納履歴情報、延滞金履歴情報、延滞金計算明細情報、調定納税者情報、減額履歴情報、過誤納情報、充当情報、還付加算金情報、還付加算金計算明細情報、還付委任状情報、還付情報、還付通知情報、延滞金決議情報、消込管理情報、日次統計情報、月次統計情報、歳入予算情報、更正内訳情報、口座振替情報、発行管理情報、消込キー管理情報、収納訂正情報、申告納付未確情報、還付委任状通知書用情報、個人県民税収納データ情報、滞納繰越履歴情報、調定インタフェース情報

○滞納ファイル

滞納者情報、折衝履歴情報、滞納整理履歴情報、滞納処分情報、差押財産明細情報、分納明細情報、財産管理情報、換価財産配当情報、換価財産充当情報、担当者割当条件情報、関連者情報情報、預金照会情報情報、預金照会顧客情報情報、預金照会担保等情報情報、預金照会口座情報情報、預金照会取引履歴情報、月次統計自動車税事務所別収入状況情報

○業務共通ファイル

履歴管理情報、メモ管理情報、金融機関情報、住所情報、住所履歴情報、日付管理情報、郵便番号情報、要処理案件管理情報

○軽油引取税ファイル

流通事業者情報、プレプリント管理情報、プレプリント予定情報、軽油調定決議情報、事業者情報、事業所管理情報、申告書別表情報、納入課税情報、納入課税エラー情報、納付課税情報

○県たばこ税ファイル

道府県たばこ税課税情報、たばこ事業者情報

○不動産取得税ファイル

賦課予定情報、不動産明細予定情報、不動産納税者予定情報、控除減額予定情報、前所有者予定情報、共同住宅予定情報、賦課情報、不動産明細情報、不動産納税者情報、控除減額情報、前所有者情報、共同住宅情報、徴収猶予情報、申告書情報、登録エラーリスト情報情報、再評価予定情報

○ゴルフ場利用税ファイル

未申告状況情報、課税情報、市町村交付金情報、施設情報、施設別交付金明細情報、特例税率期間明細情報、報償金情報

○法人二税ファイル

ランキング情報、仮装経理控除情報、加算金情報、外形標準課税別表情報、外国税額明細情報、繰越欠損金明細情報、減免情報、国税申告決議情報、国税名簿情報、市町村分割明細情報、所得計算情報、租税条約控除情報、他事務所減額情報、他都道府県課税標準通知情報、地方法人特別税情報、電子申告利用届出情報、分割基準情報、分割明細情報、法人情報、法人課税情報、法人県民税情報、法人事業税情報、法人事業年度情報、利子割明細情報

○自動車二税ファイル

自動車二税申告書原本情報、自動車二税申告書エラー情報情報、軽自動車取得税申告書原本情報、軽自動車取得税申告書エラー情報情報、分配データ原本情報、分配履歴情報、登録後分配データ情報、登録後分配データエラー情報情報、継続検査分配データ情報、賦課予定情報、名寄せ候補情報、車両管理情報、自動車取得税申告情報、軽自動車取得税申告情報、環境性能割申告情報、軽自動車税環境性能割申告情報、自動車税賦課情報、定期賦課帳票情報、一括納付納税者情報、一括納付対象車両情報、引抜管理情報、課税換え管理情報、所有者管理情報、継続身障減免予定情報、商品中古車減免予定情報、一括課税保留予定情報、生活路線バス減免予定情報、納税証明書発行管理情報、証明書番号管理情報、身障減免情報情報、基準額情報、突合用車両管理情報、突合用自動車税賦課情報

○個人事業税ファイル

国税申告情報、賦課予定情報、賦課情報、個人事業繰越欠損金明細情報、事業者付随情報、照会用国税申告情報

○鉱区税ファイル

鉱業権情報、賦課情報、賦課内訳情報、一括納付管理情報、鉱区調定決議情報、鉱区賦課決議情報

○狩猟税ファイル

狩猟税課税情報

○地方消費税ファイル

地方消費税課税情報

○利子割ファイル

特徴者情報、利子割課税情報、エラー申告情報、市町村別交付基準管理情報、利子割市町村交付金算定情報、利子割市町村別交付額管理情報、特徴者履歴情報

○個人県民税ファイル

個人県民税課税情報、個人県民税滞納情報、個人県民税欠損情報、個人県民税徴収情報、個人県民税取扱費情報、個人県民税決算見込情報

○配当割ファイル

特徴者情報、配当割課税情報、エラー申告情報、配当割市町村交付金算定情報、配当割市町村別交付額管理情報

○株式等譲渡所得割ファイル

特徴者情報、譲渡割課税情報、エラー申告情報、譲渡割市町村交付金算定情報、譲渡割市町村別交付額管理情報

○免税証ファイル

免税証明細情報、機器設備情報、算定交付数量情報、使用者証管理情報、使用者明細情報、消費状況情報、他府県発行分免税証情報、販売業者情報、免税証管理情報

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
県税クラウドサービスデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	【対象者以外の情報の入手を防止するための措置】 ・本人又は代理人が書面を提出する際に、対象者以外の特定個人情報を記載することがないようチェックを行う。 【必要な情報以外を入手することを防止するための措置】 ・特定個人情報の入手については、様式（申告書、申請書、届出書等）を定め、必要な情報以外は入手できないよう防止措置をとる。 ・住民基本台帳ネットワークからの入手については、住民基本台帳法及び省令に記載された事務に関する情報以外は入手できないよう制御されており、入手の際には税務システムにおいて納税義務者を特定し、責任者の承認手続きを取ることにしている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・税務システムのあて名ファイルの共通番号情報は、職員認証によるアクセス制御、管理者権限及びログ管理等を行う。 ・税務システム以外で特定個人情報を扱うその他システム（国税連携システム（eLTAX）、及び統合宛名システム）においては、職員認証によるアクセス制限等を行う。 ・税務システムとその他システム（国税連携システム（eLTAX）、及び統合宛名システムとのファイルの連携を行う際には、当該事務を行う職員を限定し、アクセス制御等を行う。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	アクセスできる職員及び委託先すべてに対し、個人IDとパスワードによりアクセス制御を行う。
その他の措置の内容	—
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】 ・業務外利用の禁止等、庁内の情報セキュリティ研修や定期的な会を通じて周知徹底を図っている。 【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】 ・税務システムにおいては、本県は委託元となるが、利用者の立場であり、データベースへのアクセス権がなく、ファイルの複製はできない。 ・委託先に対しては、契約において個人情報の保護を明示するとともに、業務遂行上の必要性がある場合（データのバックアップ等）を除き、県の承認を得ずに複製することを禁止する。 ・委託先業者については、操作端末のUSB端子の利用は委託先業者の管理者により許可されない限り、プログラムにより使用禁止としている。 ・許可を得た職員においては、システムが複雑であるため複製することは技術的に困難である。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク： 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	契約書に別記特記事項として以下の内容を記載している。 ・秘密の保持 ・収集の制限 ・適正管理 ・目的外利用及び提供の禁止 ・複写又は複製の禁止 ・再委託の禁止(承諾したときを除く) ・資料等の返還 ・従事者への個人情報保護の周知 ・委託先への調査 ・事故報告	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	・原則として再委託は禁止しているが、やむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先について実績等精査の上、業務の履行が可能と認められる場合に限り、書面により承認する。 ・再委託先は、委託先が履行すべき義務と同等の義務を負い、機密保持及び個人情報保護に関する守秘義務についても同様とし、その行為の責任の一切を委託先が負う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・LGWAN回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供するようシステムで制御している。 ・国税連携システムで情報連携を行う場合、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行う。	
その他の措置の内容	—	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
【不適切な提供・移転が行われるリスク】【誤った情報を提供・移転してしまうリスク】【誤った相手に提供・移転してしまうリスク】 国税庁及び他都道府県との連携についてはLGWAN回線を用い、暗号化した上で、決められた情報のみを提供する。 なお、国税連携システムで提供する特定個人情報について、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として内閣総理大臣が定める基準に従って行う。		

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[○] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照会を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2) 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表第49の項及び番号法第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし	
その内容	—		
再発防止策の内容	—		
その他の措置の内容	—		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】 ・納税者情報は随時、必要に応じて本人確認を行う。 【消去されずにいつまでも存在するリスクに対する措置】 ・保管期間の過ぎた特定個人情報をシステムで確認の上消去する。紙媒体は保管期間が過ぎているものについて外部業者による裁断溶解処理を行う。 【機器廃棄時のリスクに対する措置】 ・物理的破壊等、復元不可能な状態にし、廃棄している。	
8. 監査	
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査
9. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	新規採用者、所属長など、職責ごとに内容の違う情報セキュリティ関連のEラーニングを義務付けシステムごとの管理者を定め、職員等に対する研修を行なう。 税務初任者研修においても個人情報の取扱いについて研修を実施する。
10. その他のリスク対策	
【中間サーバー・プラットフォームにおける措置】 ・中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	高知県総務部法務文書課 〒780-8570 高知市丸ノ内1丁目2-20 電話 088-823-9156
②請求方法	本県ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載。書面又はWEBでの請求が可能。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	高知県総務部税務課 〒780-8570 高知市丸ノ内2丁目4-1 電話 088-823-9347
②対応方法	問い合わせ受付時に、内容や対応について記録を残す。 情報漏えい等の重大な事案に関するものについては、実施機関において迅速かつ適切に対応を行い、法務文書課にも報告する。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和3年8月26日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	—
②実施日・期間	—
③主な意見の内容	—
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	—
②方法	—
③結果	—

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年8月24日	表紙 特記事項	税務総合システム(令和4年12月末まで運用予定) 税務システム(令和5年1月から運用開始予定)	税務システム	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年8月24日	I 基本情報 2特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1	税務総合システム	税務総合システムの内容を削除し、税務システムの内容を「システム1」にする。(以降のシステムを繰り上げる。)	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年8月24日	I 基本情報 3特定個人情報ファイル名	【税務総合システム】税務総合システムデータベースファイル(令和4年12月末まで運用予定) 【税務システム】県税クラウドサービスデータベースファイル(令和5年1月から運用開始予定)	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年8月24日	II 特定個人情報ファイルの概要(税務総合システム分)	税務総合システムデータベースファイル	・削除。 ・別添1(税務総合システム分)を削除	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年8月24日	II 特定個人情報ファイルの概要(税務システム分) 特定個人情報ファイル名	【税務システム】県税クラウドサービスデータベースファイル(令和5年1月から運用開始予定)	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年8月24日	II 特定個人情報ファイルの概要(税務システム分) 別添1	◆税務システム◆(令和5年1月から運用開始予定)	◆税務システム◆	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年8月24日	IIIリスク対策(税務総合システム分)	税務総合システム	削除	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年8月24日	IIIリスク対策(税務システム分) 特定個人情報ファイル名	【税務システム】県税クラウドサービスデータベースファイル(令和5年1月から運用開始予定)	県税クラウドサービスデータベースファイル	事後	特定個人情報保護評価の見直し
令和5年8月24日	II 特定個人情報ファイルの概要(税務システム分) 4特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ③委託先名	業者未定	株式会社インテック 行政システム事業本部 西日本公共ソリューション部	事後	特定個人情報保護評価の見直し

令和6年12月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	その他()	その他(地方税ポータルシステム、委託先事業者連携サーバ)	事後	記載内容の追加
令和6年12月13日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	その他()	その他(委託先事業者受信サーバ)	事後	記載内容の追加
令和6年12月13日	I 基本情報 4.個人番号の利用	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表第1 16項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号)(以下「番号法」という。) 第9条第1項 別表 第24の項	事後	法令改正による修正
令和6年12月13日	I 基本情報 4.個人番号の利用	番号法別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第16条	事後	法令改正による修正
令和6年12月13日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2 28項	番号法第19条第8号	事後	法令改正による修正
令和6年12月13日	I 基本情報 5.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※ ②法令上の根拠	番号法別表2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第21条	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表第49の項	事後	法令改正による修正
令和6年12月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目	その他()	その他(別添1を参照)	事後	記載内容の追加
令和6年12月13日	II 特定個人情報ファイルの概要 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項1 ③委託先名	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	株式会社NTTデータ	事後	委託先の社名変更

令和6年12月13日	Ⅲリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	番号法別表第2及び第19条第15号	番号法第19条第8号に基づく主務省令 第2条 の表第49の項及び番号法第19条第17号	事後	法令改正による修正
------------	--	-------------------	--	----	-----------